

# 重要土地等調査法について

## 内閣府政策統括官（重要土地担当）

### 1．はじめに

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「本法」という。）は、令和3年6月23日に公布、令和4年9月20日に全面施行され、重要施設や国境離島等への機能阻害行為を防止するため、区域の指定を進めるとともに、指定をした区域内の土地・建物について、調査を実施し実態把握を進めているところです。

本稿では、本法について、制定に至る背景や経緯、概要、施行状況等について説明します。

### 2．本法の制定に至る背景・経緯

国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐることは、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。例えば、海上自衛隊対馬防備隊（長崎県対馬市）や航空自衛隊千歳基地（北海道千歳市）の周辺の土地が外国人に取得される事例が確認され、これらについて国会や地方議会において様々な議論が行われていました。

こうした中、「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日閣議決定）において、「国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等に

おける土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する」との方針が示されるとともに、「海洋基本計画」（平成30年5月15日閣議決定）においても、国境離島について、同様の方針が示されました。

これらを踏まえ、防衛省では、平成25年から約650の防衛施設の隣接地について、また、内閣府総合海洋政策推進事務局では、平成29年から国境離島の領海基線近傍の土地について、それぞれ所有状況等の調査を実施しました。これらの調査によって、情報収集は一定程度進捗した一方で、いずれの調査も制度の裏付けがないものであったことから、所有・利用の実態は必ずしも明らかにはなりませんでした。また、仮に土地の不適切な利用実態が明らかになったとしても、政府には必ずしもこれに直接対応する有効な手段がありませんでした。

こうした課題に対応するため、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（いわゆる「骨太の方針」。令和2年7月17日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。

これを受け、内閣官房は、令和2年10月に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」を設置し、同会議において、同年12月に「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の

在り方について「提言」が取りまとめられました。この有識者会議の提言を踏まえ、政府は、第204回国会において、本法の法案を提出しました。同法案は、令和3年6月1日に衆議院において、同年6月16日に参議院において、それぞれ賛成多数で可決され、同年6月23日に公布されました。

また、本法に基づき、「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が令和4年9月16日に閣議決定され、施策の基本的事項が示されました。

### 3. 本法の概要

本法は、安全保障上重要な施設(以下「重要施設」という。)や国境離島等の機能を阻害する土地・建物(以下「土地等」という。)の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を「注視区域」「特別注視区域」として指定し、国が区域内の土地等の利用状況等の調査(以下「土地等利用状況調査」という。)を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為(以下「機能阻害行為」という。)が認められた場合には、土地等の利用者(所有者又は所有権以外の権限に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。)に対し、機能阻害行為の中止等の勧告・

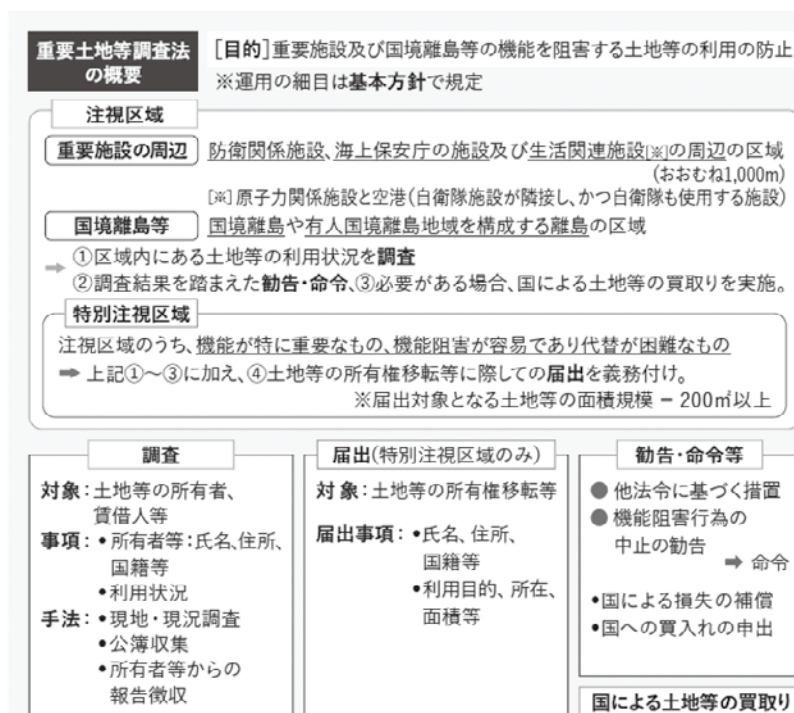


図1 重要土地等調査法の概要

(出典: 内閣府・重要土地等調査法リーフレット)

機能阻害行為の主体が、外国人・外国法人であるか、又は日本人・日本法人であるかにかかわらず、適切に対処することが必要であるため、本法は、対象を外国人・外国法人に限定しない、内外無差別の仕組みとしています。

命令を行うものです（図1）。なお、区域の指定や勧告の措置を行うに当たっては、あらかじめ土地等利用状況審議会 の意見を聴く こととしています。

#### 注視区域・特別注視区域の指定（図2）

##### 注視区域・特別注視区域

##### a) 注視区域

重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定します。

この指定に当たっては、重要施設の周

辺に海、河川等が存在するといった地理的特性や、後述する経済的社会的観点から留意すべき事項を考慮します。また、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴取するほか、関係行政機関の長に協議し、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で、区域の外縁を明らかにする形で行います。

##### b) 特別注視区域

次の場合には、注視区域を特別注視区域として指定することができます。

- ・注視区域に係る重要施設が特定重要施設 である場合
- ・注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等 である場合

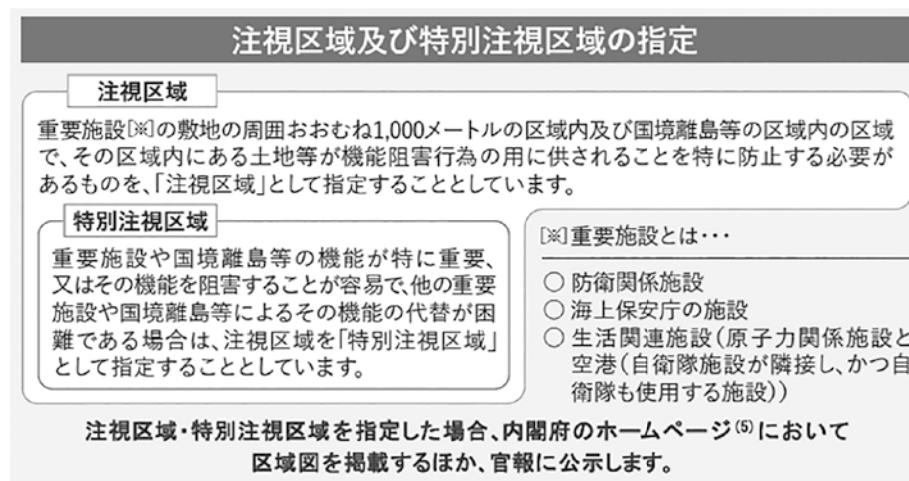


図2 注視区域・特別注視区域の指定

（出典：内閣府・重要土地等調査法リーフレット（一部加工））

土地等利用状況審議会は、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向、地方の行政・経済等に関して優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命した10名以内の委員で構成されます。また、専門性のある事項を調査する必要があるときは、当該事項に関する高度な識見を有する専門委員も加わり審議が行われます。

重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易なものであって、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難なもの。

国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易なものであって、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難なもの。

「注視区域の一覧」( <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki/chushikuiki.html> )

「特別注視区域の一覧」( <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki/tokubetsuchushikuiki.html> )

なお、特別注視区域の指定・公表の手続は、注視区域のそれらと同様となります。

注視区域の指定の対象

a) 重要施設

ア．防衛関係施設

自衛隊の施設や米軍施設については、我が国を防衛するための基盤としての機能を有する、部隊等の活動拠点となる施設、部隊等の機能支援を行う施設、装備品の研究開発等を行う施設及び我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設から選定します。

イ．海上保安庁の施設

海上保安庁の施設については、領海警備に関連する海上における船舶の航行の秩序を維持する機能を有する施設であって、管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるものから選定します。

ウ．生活関連施設

生活関連施設（国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの）として、原子力関係施設（製錬施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設）及び空港を定めます。空港につい

ては、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設から選定します。

b) 国境離島等

注視区域の指定は、我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在する次のものを対象としています。

ア．国境離島

領海等の海域の限界を画する基礎となる基線の周辺並びに領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設（岸壁等）の周辺を対象としています。また、無人のものについては、原則として、その全域を対象としています。

イ．有人国境離島地域を構成する離島

（上記アに該当するものを除く。）

領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設（岸壁等）の周辺を対象としています。

特別注視区域の指定の対象

a) 特定重要施設

特別注視区域の指定は、防衛関係施設のうち、指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設、警戒監視・情報機能を有する施設、防空機能を有する施設及び離島に所在する施設の周囲を対象としています。

---

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第2条第1項に規定する有人国境離島地域を構成する離島。

を参照。

## b) 特定国境離島等

特別注視区域の指定は、我が国が現に保全・管理を行っている国境離島のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在する無人のものについて、その全域を対象としています。

経済的社会的観点からの留意事項  
(図3)

注視区域・特別注視区域の指定については、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、指定に伴う社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく、合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があります。本法に規定されている「経済的社会的観点から留意すべき

事項」としては、例えば、以下のような事項が考えられます。

## a) 注視区域・特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

重要施設の周囲・国境離島等について、以下の事情が存在する場合には、本法の注視区域・特別注視区域の指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域・特別注視区域として指定しないことがあります。

- ・ 国有地の所在
- ・ 機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性等

## b) 特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項特定重要施設について、以下の要件を満たす場合には、

### 区域指定の基本的な考え方

- 安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、基本方針において、「経済的社会的観点から留意すべき事項」を記載。

#### 1. 注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 国有地の所在
  - 機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性 等
- これらの事情が存在する場合は、指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある。

#### 2. 特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 区域の面積の大部分がD I D（人口集中地区）
  - 区域内に、人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在
- これらを満たす場合、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記1.を含めて総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがある。

### 図3 区域指定の基本的な考え方（経済的社会的観点から留意すべき事項）

（出典：内閣府・第8回土地等利用状況審議会資料「注視区域及び特別注視区域の指定について」P.3（一部加工））

を参照。

当該施設の周囲に市街地（国勢調査の定義による人口集中地区が広がっている地域）が形成され、土地等の取引が比較的活発に行われていると考えられることから、本法の特別注視区域の指定の要件に該当しても、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記 a）の事項を含めて総合的に勘案した結果として、その周囲を特別注視区域として指定しないことがあります。

ア．施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること

イ．施設の周囲に指定される注視区域内に、人口約20万人の市町村又は特別区の年間土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村又は特別区が存在すること

#### 土地等利用状況調査

注視区域・特別注視区域内にある土地等で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握するために行うものです。

##### 調査方法

公簿等（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や、区域内にある土地等の利用者その他の関係者からの報告又は資料の提出（以下「報告の徴収等」という。）の方法を適切に組み合わせる形で、内閣府が一元的に実施します。

##### a）公簿等の収集

土地等利用状況調査のために必要がある場合には、公簿等を保有している関係行政機関の長等に、本法に規定する情報

の提供を求めます。

公簿等としては、不動産登記簿を中心とする一方で、必要に応じて、住民基本台帳、固定資産課税台帳、戸籍簿、商業登記簿、農地台帳、林地台帳等の情報を収集します。

##### b）現地・現況調査

公簿等の情報と現況把握の参考となる地図、航空写真等を照合した結果、未登記の建物の存在が明らかになるなど、利用の実態を更に具体的に確認する必要があると認められる場合等に、現地・現況調査を行います。

##### c）報告の徴収等

公簿等を保有している関係行政機関の長等に情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためになお必要があると認められるときは、注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関する報告の徴収等を行います。

報告の徴収等は、土地等の利用者等から直接情報を入手する有効な方法ですが、対象者の負担を最小限とする観点から、関係行政機関の長等に情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要と認められるときに限って実施します。また、報告の徴収等は、書面の送付により行うことを基本としています。

#### 調査対象

土地等利用状況調査は、注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用状況を把握するため、土地等の利用者について実施し、その調査では実態が明らかにならない場合に、その他の関係者についても実施します。

a）関係行政機関の長等への情報提供の求め

関係行政機関の長等に情報提供を求める際に対象となるその他の関係者とは、公簿等に記載されている情報によって土地等の利用状況を把握することにつながる者のことです。例えば、土地等の不動産登記記録上の所有者が法人である場合における当該法人の役員、相続登記がされていない土地等における被相続人（生前に当該土地等の所有者であった者）等が考えられます。

#### b) 報告の徴収等

報告の徴収等の対象となるその他の関係者としては、例えば、土地等の利用者が法人である場合における当該法人の役員、土地等の利用者との契約により当該土地等における工事に従事している請負事業者等が考えられます。

土地等の利用者の家族や友人・知人については、土地等の利用者の家族や友人・知人であることのみを理由として、報告の徴収等の対象となることは考えられません。他方で、例えば、家族や友人・知人が、土地等の利用者と共に、対象となる土地等を利用して機能障害行為を行っているとして推認される場合には、報告の徴収等の対象であるその他の関係者に該当することがあり得ます。

#### 調査項目

土地等利用状況調査では、上記の調査方法により、注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用状況を把握しますが、その一環として、不動産登記簿の情報を活用し、土地等の所在、地目、建物の名称、種類、構造等を確認します。

本法に基づいて、関係行政機関の長等に対して提供を求めることができる情報は、

土地等利用状況調査に係る注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうち、これらの者の氏名、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別です。

なお、土地等利用状況調査では、注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者について、それらの者の思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用に関連しない情報を収集することはありません。

#### 機能障害行為（図4）

##### 機能障害行為に該当する行為

勧告・命令の対象となる機能障害行為は、対象となる施設等の種類、機能等に応じて様々な態様が考えられ、また、技術の進歩等によって、その態様が複雑化・巧妙化することもあります。また、機能障害行為が潜脱的に行われるリスクも考慮する必要があります。

一方、勧告・命令の対象となり、土地等を当初予定していた用途に用いることができなくなれば、その対象者にとっては想定外の不利益となってしまいます。土地等の利用者が、このような不利益の可能性に萎縮し、本来予定していた機能障害行為とは無関係な利用行為をためらうことのないよう、どのような行為が機能障害行為となるのかという点について、一定の予見可能性を確保しておくことも重要です。

以上を総合的に勘案し、基本方針において、機能障害行為の類型を以下のとおり例示しています。なお、この類型には、機能障害行為の用に供する明らかなおそれがある行為も含んでいます。

- ・自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置

| 機能阻害行為                                                                                                                                                      |                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能阻害行為とは・・・<br>重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為                                                                                                                 |                                                                                                                                |
| 機能阻害行為の類型(例示)                                                                                                                                               |                                                                                                                                |
| 機能阻害行為に該当すると考えられる行為                                                                                                                                         | 機能阻害行為に該当するとは考えられない行為                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置</li><li>➤ 施設に対する妨害電波の発射</li><li>➤ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更 等</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住</li><li>➤ 施設周辺の私有地における集会の開催</li><li>➤ 国境離島等の海浜で行う漁ろう 等</li></ul> |
| ※上記の機能阻害行為はあくまで一例として掲載しているものなので、実際に機能阻害行為に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて、適切に判断することになります。                                                                         |                                                                                                                                |

図4 機能阻害行為の概要・類型（例示）  
（出典：内閣府・重要土地等調査法リーフレット）

- ・ 自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- ・ 施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射
- ・ 施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射
- ・ 施設に対する妨害電波の発射
- ・ 流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積
- ・ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更 等

ただし、これらは例示であり、この類型に該当しない行為であっても、機能阻害行為として、勧告・命令の対象となることはあります。一方、例示する類型に形式的に該当しても、個々の事案の態様、状況等によっては、勧告・命令の対象とならないこ

ともあります。実際に勧告・命令を行うか否かについては、個別具体的な事情に応じ、適切に判断することとなります。

機能阻害行為に該当するとは考えられない行為

次の行為については、日常生活・事業活動として一般的な行為であり、通常、機能阻害行為に該当するとは考えられないものとして、基本方針において例示しているものです。

- ・ 施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住
- ・ 施設周辺の住宅の庭地における住宅と同程度の高さの倉庫等の設置
- ・ 施設周辺の私有地における集会の開催
- ・ 施設周辺の商業ビル壁面に収まる範囲の看板の設置

・国境離島等の海浜で行う漁ろう 等

なお、国や地方公共団体が管理する公園や道路といった公共の土地をイベントのために一時的に使用する者は、勧告・命令の対象となる土地等の利用者には該当せず、勧告及び命令の対象とはならないものと考えられます。

勧告・命令（図5）

注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告します。

勧告は、次のいずれかに該当する場合に行います。

- ・注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用者が、現に、当該土地等を機能阻害行為の用に供していると認められる場合
- ・注視区域・特別注視区域内にある土地等の利用者が、当該土地等を機能阻害行為の用に供する蓋然性が社会通念上相当程度高い

と認められる場合

なお、勧告の対象となる土地等の利用者に対し、勧告に先立ち、土地等の利用の機能阻害行為の状況等を説明した結果、速やかにこれが是正された場合には、勧告は行いません。他方、必要な是正が行われなければ、当該土地等の利用者に対し、勧告を書面により行います。

また、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命じます。なお、正当な理由とは、客観的に見て、勧告に係る措置をとらないことがやむを得ないと認められる事由を指します。勧告を受けた者から申立てがあった場合には、それが正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに判断します。さらに、勧告・命令を受けた者が当該勧告・命令に係る措置をとったことにより損失を受け、又は他人に損失を与えた場合は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。

なお、注視区域・特別注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告・命令に

## 勧告・命令

注視区域内・特別注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるとき。



土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告します。



勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命じます。

図5 勧告・命令の概要

（出典：内閣府・重要土地等調査法リーフレット）

係る措置によって当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利を買い入れるべき旨の申出があった場合、一定の場合を除き、特別の事情がない限り、これを買入れるものとしています。

届出（図 6）

特別注視区域内にある土地等に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定については、その状況を適時に把握することが必要となります。そのため、当事者は、本法に規定する土地等売買等契約（売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含む。））を締結する場合には、あらかじめ、その氏名、住所等を届けなければなりません。

届出の対象となるのは、土地等売買等契約ですので、土地等の賃貸借契約、相続による所有権の移転等は対象外となります。また、当事者の負担を必要最小限とするため、200平方メートル未満の面積（建物にあっては、床面積）の土地等売買等契約は、届出の対象外となります。

このように特別注視区域内においては、土地等の売買等に当たり、届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引自体を規制するものではありません。

また、特別注視区域内での届出の義務については、宅地建物取引業施行令の改正により、重要事項として宅建業者からの説明事項に追加されています。

なお、届出の提出方法、届出様式等の具体的な手続については、内閣府ホームページ

| 届 出                                                                                         |                                                                                                               |                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 「特別注視区域」にある土地・建物については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への届出が必要となります。<br>※届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。 |                                                                                                               |                                                 |
|                                                                                             | 内 容                                                                                                           | 備 考                                             |
| 届出の対象                                                                                       | 面積（建物〔※〕の場合は、各階の床面積の合計）が200平方メートル以上の土地及び建物                                                                    | 〔※〕マンションは、専有部分の床面積が200平方メートル以上である場合、届出の対象となります。 |
| 届出の対象となる契約                                                                                  | 売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含みます。）                                                                | 賃貸借、相続等は対象外です。                                  |
| 届出を行う必要がある者                                                                                 | 契約の当事者                                                                                                        | 売主と買主の双方が届出を行う必要があります。                          |
| 届出の期限                                                                                       | 契約締結前（一部を除く。）                                                                                                 |                                                 |
| 届出事項                                                                                        | ●当事者の氏名又は名称及び住所〔※〕<br>●土地等の所在及び面積<br>●土地等に関する所有権等の種別及び内容<br>●土地等の利用目的<br>●譲受け予定者等の国総等<br>●土地等の利用の現況<br>●契約予定日 | 〔※〕法人の場合は、代表者の氏名も必要となります。                       |

図 6 届出の概要

（出典：内閣府・重要土地等調査法リーフレット）

で紹介・掲載しています。

その他

国は、注視区域・特別注視区域内にある土地等であって、機能阻害行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権等の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

4．本法の施行状況

令和 4 年 9 月の全面施行からこれまで 4 回

ただし、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停により土地等売買等契約が成立する場合など、あらかじめ届出を行うことが困難な場合には、事前届出は要しませんが、その当事者は、契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、その氏名、住所等を届け出なければなりません。

「届出について」( <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html> )

| 注視区域、特別注視区域が所在する都道府県（太文字は特別注視区域が所在する都道府県）        |                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 回目指定<br>・ 令和 4 年12月27日告示<br>・ 令和 5 年 2 月 1 日施行 | 北海道、青森県、東京都、島根県、長崎県                                                                                                       |
| 2 回目指定<br>・ 令和 5 年 7 月12日告示<br>・ 令和 5 年 8 月15日施行 | 宮城県、東京都、新潟県、石川県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、<br>鹿児島県、沖縄県                                                                              |
| 3 回目指定<br>・ 令和 5 年12月11日告示<br>・ 令和 6 年 1 月15日施行  | 北海道、宮城県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、岐阜県、<br>静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県、<br>香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県               |
| 4 回目指定<br>・ 令和 6 年 4 月12日告示<br>・ 令和 6 年 5 月15日施行 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈<br>川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、京都府、奈良県、和歌山<br>県、島根県、岡山県、広島県、山口県、長崎県、大分県、沖縄県 |

図 7 注視区域・特別注視区域及びその候補が所在する都道府県

※太文字は特別注視区域が所在する都道府県（出所：土地等利用状況審議会資料）

の区域指定を行っており、指定した区域の数は399となっています。（図 7）

1 回目の区域指定（概要）

1 回目の区域指定は、島根県隠岐の島町や長崎県対馬市等国境離島の区域を中心としつつ同一市町にある重要施設も含め、5 都道県で特別注視区域29箇所、注視区域29箇所を指定しました（令和 4 年12月27日告示、令和 5 年 2 月 1 日施行）。

この 1 回目の区域指定の考え方としては、無人の国境離島が、

- ・ 無人の国境離島が国境としての重要性が極めて高い
- ・ 無人のため人の目が行き届きにくく、現地現況の把握が困難である
- ・ 全島指定のため区域の外縁が明確であるという理由から、主に無人の国境離島を区域指定しました。また、指定を受ける関係地方公共団体への配慮等の観点から、当該離島と同一市町に存する他の施設等についても優先的に指定をすることとし、このうち準備が整った区域について指定を行います。

した。

2 回目の区域指定（概要）

2 回目の区域指定は、鹿児島県奄美市や沖縄県石垣市等国境離島の区域を中心としつつ同一市町村にある重要施設も含め、10 都県で特別注視区域40箇所、注視区域121箇所を指定しました（令和 5 年 7 月12日告示、令和 5 年 8 月15日施行）。

この 2 回目の区域指定の考え方としては、1 回目の無人の国境離島と同様、国境離島等が、

- ・ 国境としての重要性が極めて高い
  - ・ 本土等に比べて人の目が行き届きにくく、現地現況の把握が困難である
- といった国境離島等の特性を引き続き考慮したものであり、国境離島等及び、当該国境離島等と同一地方公共団体に所在する他の施設のうち、準備が整った箇所について指定を進めたものです。

3 回目の区域指定（概要）

3 回目の区域指定は、防衛省市ヶ谷庁舎等防衛関係施設を中心に、25都道府県で特別注視区域46箇所、注視区域134箇所を指定しました（令和5年12月11日告示、令和6年1月15日施行）。

この3回目の区域指定の考え方としては、防衛関係施設等及び、それらと同一地方公共団体に所在する他の施設のうち、準備が整ったものを指定したものです。

なお、当該指定では初めて、防衛省市ヶ谷庁舎等の特定重要施設の一部について、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を特別注視区域ではなく、注視区域として指定しました。

#### 4 回目の区域指定（概要）

4 回目の区域については、防衛関係施設として自衛隊施設の朝霞駐屯地や米軍施設の横須賀海軍施設、原子力関係施設として柏崎刈羽原子力発電所等、28都道府県で特別注視区域33箇所、注視区域151箇所を指定しました（令和6年4月12日告示、令和6年5月15日施行）。

なお、この4回目の区域について指定をすることで、区域の指定は概ね完了することとなりました。

こうした区域指定を進めながら、公募等の収集を基本として土地等利用状況調査を実施しているところです。

また、当該調査においては、システムの開発・導入や公募収集の一部民間委託による効率化を含め、体制の強化を進めるとともに、重点を指向した調査を行っていきます。

## 5 . おわりに

今後、これまで指定をした区域内にある土地等の所有・利用状況などについて引き続き調査を行い実態把握等を進めるなど、本法の着実な執行に取り組んでいきます。他方で、ロシアによるウクライナ侵攻など安全保障を巡る情勢が急激に変わりつつあり、本法を取り巻く状況も刻一刻と変化しつつあります。

本法の附則には、施行後5年後に本法の施行状況について検討を加え、必要に応じた措置の実施に関する規定、いわゆる見直し規定を置いており、今後の本法の執行状況や安全保障を巡る内外の情勢等を見極めた上で、更なる政策課題について引き続き検討を進めます。